平成２４年（フ）第４４号
山形市青田５丁目13番31号
債務者　大沼　慎一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
山形市飯田４丁目８番62号
債務者　渋谷　宣弘
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
山形県西村山郡河北町谷地甲228番地の２、前住所山形県西村山郡河北町西里1999番地の３
債務者　大泉　輝房
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
茨城県石岡市吉生608番地３
債務者　山崎ふみ子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
群馬県沼田市横塚町1061番地１　高橋アパート
債務者　バルこずえ（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
千葉県木更津市祇園３丁目12番10号
債務者　江利川真澄
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２６号
千葉県君津市杢師３丁目14番14号　201
債務者　大和久友里江
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２９９号
愛知県春日井市下市場町６丁目１番地３　プルミエールまりは103号
債務者　あみ家こと　井上　輝典
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１８号
愛知県春日井市上条町９丁目3370番地23
債務者　浅田　喜嗣
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１９号
愛知県春日井市上条町９丁目3370番地23
債務者　浅田久美子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４７号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅１―１―101
債務者　スターティングホームこと　伊藤　直貴
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６１号
名古屋市名東区勢子坊３丁目702番地　コーポカームハウスＡ―102号
債務者　三上　雅弘
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
岡山県倉敷市大内919番地５　ボワ・ラヴィーヌH棟
債務者　前園　健太
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
高知市潮新町２丁目２番１号　山本マンション302号室
債務者　島内　　勲
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６９号
高知市一宮中町２丁目13番18号
債務者　曽我本奈緒
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９０号
高知県香南市野市町西野669番地２　田内住宅５号
債務者　野口　聰子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９８号
高知県土佐市波介3566番地
債務者　合田　千春
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所破産係